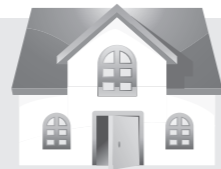


空き家等対策の補助制度



空き家等地域貢献活用支援事業

地域の問題解決や活性化を図ることを目的に、NPO法人または地域自治組織などの団体が、対象空き家を利活用するためにリフォームする費用の一部を補助します。

- 対象空き家** 越前町空き家情報バンクに登録されている一戸建ての住宅
- 対象者** NPO法人、または町内に事業の本拠を置き、5人以上で構成された地域に貢献する団体
- 対象経費** 対象空き家の改修費用（内装や外壁、水回りの改修など）
- 補助金額** 対象となる改修費用の2/3（最大100万円）

空き家等新規創業支援事業

対象空き家を利用して、地域活性化を図ることを目的に新規創業する個人または法人に対し、当該空き家の購入費用・改修費用の一部を補助します。

- 対象空き家** 越前町空き家情報バンクに登録されている一戸建ての住宅
- 対象者** 対象空き家を購入または賃借し、地域活性化をしようとする新規創業者、または新規事業展開者
- 対象経費** 対象空き家の購入費用、対象空き家の改修費用（内装や外壁、水回りの改修）
- 補助金額** ①購入の場合
購入費用の1/2（最大50万円）
②改修の場合
対象となる改修費用の2/3（最大50万円）

空き家等片付け支援事業

対象空き家に残存する家財道具などの片付け費用の一部を補助します。

- 対象空き家** 越前町空き家情報バンクに登録されている物件、または登録する物件
- 対象者** 物件所有者、物件所有者からの承諾を受けた人
- 対象経費** ごみ収集や運搬費、一般廃棄物処理費、特定家庭用機器リサイクル費、遺品整理作業費、家財道具などの処分委託費など
- 補助金額** 対象となる費用の1/2（最大5万円）

空き家等除却支援事業

老朽危険空き家等の解体を促進し、安全と安心の確保と住環境の向上を図ることを目的に、老朽危険空き家等を解体撤去する者に対し、その経費の一部を補助します。

- 対象空き家** 特定空き家等、老朽危険空き家（住宅地区改良法施行規則、老朽・破損の程度における合計評点が100点以上のもの）
- 対象者** 物件所有者（当該空き家の管理または処分に関し、所有権その他正当な権利を有する人）、物件所有者の法定相続人で解体をしようとする人、物件所有者の承諾を得て解体しようとする人
- 対象経費** 対象物件の解体工事費用（残置物の処分費、各種申請手数料、その他諸経費は対象外）
- 補助金額** 対象工事費用の1/2（最大50万円）

なお、いずれの補助事業も、着工前に申請する必要があります。町の補助金の交付決定前に着工した場合は、補助対象から外れますので、ご注意ください。

また、国や地方公共団体の実施する他の補助を受けていない工事である必要があります。ただし、工事の補助対象部分を明確に区分することができる場合は、他の補助を受けられる場合があります。

問合せ先 定住促進課 ☎34-8727

住宅の改修・購入を補助します



多世帯同居住まい推進事業

現在、住んでいる住宅の多世帯同居につながる改修工事を行う場合に、工事費の一部を補助します。

- 対象住宅** 間取りの変更、バリアフリー化、台所・浴室などの改修を県内業者が施工する一戸建て住宅
※住宅（母屋）のはなれの新築（敷地内増築）も対象になります。
- 補助金額** 最大90万円

多世帯近居住まい推進事業

直系親族が住んでいる住宅の近くで、これから住宅を建築または購入される場合に、費用の一部を補助します。

- 対象住宅** 一戸建て住宅（町が販売している分譲地に建築する場合は、対象になりません）
- 補助金額** ①住宅建設または新築住宅購入の場合
最大30万円
②中古住宅購入の場合
最大50万円
※申請日時点で18歳以下の子どもと同居している場合、「フラット35」の借入金利が5年間0.25%引き下げられる制度（フラット35子育て支援型）が利用できます。

空き家住まい支援事業

町の空き家情報バンクに登録されている空き家を購入または賃貸する子育て世帯やU・Iターンする若者を賃貸で居住させる空き家所有者に対して、空き家の購入やリフォームにかかる費用の一部を補助します。

- 補助金額** 購入・リフォームともに最大50万円

福井の伝統的民家活用推進事業

伝統的民家を保存し、地域づくりと景観づくりを普及促進するため、伝統的民家の改修工事にかかる費用の一部を補助します。

- 対象住宅** 次の全てに該当する住宅
 - 県から「ふくい伝統的民家」として認定を受けた住宅
 - 耐震診断・改修プランの作成を行った住宅
 - 外観の改修、構造体の改修、住宅に付随する土蔵の外観や門、塀の改修などを行う住宅

- 補助金額** 伝統的民家群保存活用推進地区内（江波区、内郡区、岩間区、佐々生区、宇田区の一部） 最大300万円
推進地区外 最大200万円

木造住宅耐震化促進事業

大規模地震から生命や財産を守るために実施する耐震診断や補強プランの作成、耐震改修にかかる費用の一部を補助します。

- ①一般診断 耐震診断・補強プラン作成
福井県木造住宅耐震診断士が、耐震性能を診断し、具体的な耐震補強方法や概算費用などの簡易な補強プランを作成します。
対象住宅 昭和56年5月以前に着工された一戸建ての木造住宅
負担額 1万円

- ②伝統診断 伝統耐震診断・補強プラン作成
伝統的構法で建てられた住宅に適した耐震診断で、伝統耐震診断士が、耐震性能を診断し、具体的な耐震補強方法や概算費用などの簡易な補強プランを作成します。
基礎のやり替えをせずに伝統的民家の耐震改修ができる補強プランを作成しますので、改修費用の軽減が見込まれます。ただし、診断前に古民家鑑定や床下インスペクションを行っていただく必要があり、別途費用がかかります。

- 対象住宅** 伝統的構法で建てられ、建設後50年が経過した一戸建て木造住宅
負担額 23,760円

- ③耐震改修
対象住宅
 - 耐震診断・補強プラン作成を行った住宅で、診断の結果、上部構造評点が1.0未満となる住宅
 - 改修後の上部構造評点が1.0以上となる住宅。
 - 工事監理を、福井県木造住宅耐震診断士が行う住宅。

- 補助金額** 最大80万円（工事費の23%以内）
※建築後50年を経過した住宅、または終戦前の地域の伝統的民家の意匠を基調とした住宅は、最大150万円。



応募者多数の場合は抽選となりますのでご了承ください。（応募締切4月23日（月）。ただし、福井の伝統的民家活用推進事業は、5月31日（木）